

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
が翌日
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 入会林野整備計画の認可
- ◇ 公安規則 派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則
- ◇ 公 告 保母試験の合格者
- ◇ 正 誤 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則
中訂正 昭和四十五年九月鳥取県告示第六百三十一号中訂正
正 昭和四十五年十月鳥取県公安委員会告示第四十七号中訂正

告 示

鳥取県告示第七百号

岩美郡国府町高岡高岡入会林野整備組合長岩美郡国府町高岡六六五番地前田勇から申請のあつた高岡入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和四十五年十月二十二日認可

したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十五年十月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公安委員会規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年十月二十三日

鳥取県公安委員長 田 村 純 一

鳥取県公安委員会規則第五号

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則
派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。
別表の鳥取県米子警察署の項中

博勞町	博勞町	博勞町二、三、四丁目、勝田町、車尾の一部（通称住之江町の一部で米川以西に限る。）東福原の一部（前地）、西福原の一部（四軒屋、上場谷）	を
東福原	東福原	博勞町二、三、四丁目、勝田町、車尾、東福原の一部（前地）、西福原の一部（四軒屋、上場谷）、緞普寺、中島	に改め、

“車尾” “車尾” “車尾の一部(通称住之江町の一部米川以西を除く。)観音寺中島を削る。

附則
この規則は、昭和四十五年十一月一日から施行する。

公 呼

昭和45年9月に行なつた保母試験の合格者は、次のとおりである。

昭和45年10月23日

鳥取県知事 石 波 二 朗
藤原 芳子 藤原 香織 田中 良子 高山 トト 松下利恵子
谷下 政子 名中百合枝 民野 成子 若田 光代 塩谷 律子
藤原真理子 川上 増美

正 誤

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(昭和四十五年十月鳥取県規則第八十七号)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 誤 正

二 下 二 等高線は、二メートルの標高差を示すものであること。
二 二 等高線は、二メートルの標高差を示すものであること。

三 上

行為後ののり面を保護する必要があらる場合は、その保護の方法を示すこと。

色採の変更

行爲の場所

色彩の変更

行為後ののり面を保護する必要があらる場合は、その保護の方法を示すこと。

四 上 八 上

行爲の場所

行爲の場所

昭和四十五年九月鳥取県告示第六百三十一号(解除予定の保安林にする旨の通知について(中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。))

頁 段 誤 正
三 上 五 解除の目的 解除の理由

昭和四十五年十月鳥取県公安委員会告示第四十七号(道路交通の規制に関する規程の一部改正について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

四 上 三 114を131の前に130とし 114を130とし
五 上 終わりから八 3を5とし、2を4とし 25を27とし、2から24までを二ずつ繰り下げ

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)]